

現行計画	見直し案	備考
<p>主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備</p> <p>重点目標 (1) 男女が共に参画する家庭・地域づくり</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭においては、本県の男性の家事などに占める時間は1日に42分に対して、女性は3時間35分となっており、女性への負担が大きくなっています。 男性に多く見られる仕事中心のライフスタイルでは、家庭、地域への参画が困難な状況です。 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)は経済の活性化や個人生活の充実につながる考え方ですが、ワークとライフが二者択一的に捉えられる場合があるなど、その理解は十分に進んでいません。 会社における働き方と個人の生活を、柔軟に、かつ高い次元で統合し、相互を流動的に運営することによって相乗効果を発揮し、生産性や成長拡大を実現するとともに、生活の質を上げ、充足感と幸福感を得ることを目指す「ワーク&ライフ インテグレーション(統合)」という考え方も提唱されており、これを取り入れた取組を推進している企業もあります。 こうした事例を参考にしながら、ワーク・ライフ・バランスの推進が、経済の活性化と個人生活の充実に相乗的な効果をもたらすものであるとの認識を更に広めることが重要です。 少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、女性や高齢者等一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、職場で、家庭で、地域で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会の形成が求められています。 地域社会での助け合いなど、身近なことについての地域の役割や機能に対する期待が高まっています。 <p>○女性及び男性の望ましい生き方について 【表】</p> <p>○政策決定の場への女性進出が進まない理由(複数回答) 【表】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女が共に家族の一員としての責任を担い、社会がこれを支援していくことが必要です。特にこれまで家庭や地域への参画が少なかった男性が、家庭等に積極的に参画することができる環境が求められています。 働き方の見直しを進め、仕事、家庭、地域・社会活動、学習・趣味・娯楽など、個人の生活を構成するいろいろな要素の調和を取るワーク・ライフ・バランスの 	<p>主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備</p> <p>重点目標 (1) <u>男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり</u></p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭においては、本県の男性の家事などに占める時間は1日に44分に対して、女性は3時間28分で、<u>固定的役割分担意識を背景に、家庭責任の多くを女性が担っている実態があり、その結果、女性が働く場において活躍することが困難になっている場合が多くなっています。</u> 男性に多く見られる仕事中心のライフスタイルでは、家庭、地域への参画が困難な状況です。 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)は経済の活性化や個人生活の充実につながる考え方ですが、ワークとライフが二者択一的に捉えられる場合があるなど、その理解は十分に進んでいません。 <u>人生100年時代の到来に伴い、若い時から仕事と生活の調和を図り、息の長い現役生活を送っていくことが求められており、そうした新たなビジョンに合ったワーク・ライフ・バランスの在り方を考えていくことが重要になっています。</u> こうした事例を参考にしながら、ワーク・ライフ・バランスの推進が、経済の活性化と個人生活の充実に相乗的な効果をもたらすものであるとの認識を更に広めることが重要です。 少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、女性や高齢者等一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、職場で、家庭で、地域で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会の形成が求められています。 地域社会での助け合いなど、身近なことについての地域の役割や機能に対する期待が高まっています。 <p>○<u>生活の中での優先順位</u> 【表】</p> <p>○<u>家事関連時間</u> 【表】</p> <p>○<u>ボランティア活動</u> 【表】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女が共に家族の一員としての責任を担い、社会がこれを支援していくことが必要です。特にこれまで家庭や地域への参画が少なかった男性が、家庭等に積極的に参画することができる環境が求められています。 <u>人生100年時代を意識し、その時々的人生のステージにおいて、全ての人々がそれぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが</u> 	<p>重点目標の修正</p> <p>時点修正 第5次計画の記載に沿って追記</p> <p>第5次計画の記載に沿って修正</p> <p>表題の修正</p> <p>表題の修正</p> <p>表題の追加</p> <p>第5次計画の記載に沿って修正</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>実現が求められています。</p> <p>施策の方向 ①仕事と家庭の両立支援</p> <p>(具体的施策) (担当:総務部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部、教育委員会)</p> <p>ア 育児・介護休業制度等の周知、男性も育児・介護休業を取得しやすい環境づくりのための普及・啓発の推進</p> <p>イ 育児・介護休業制度等利用者への不利益取扱禁止やハラスメントの防止の周知</p> <p>ウ 育児・介護休業法の基準を上回る育児・介護休業制度等の導入や男性の育児休業の取得促進を行う家庭に優しい企業への支援、仕事と生活の両立が可能な職場環境整備に向けた専門家のアドバイスや育休取得者の代替要員配置への支援</p> <p>エ 仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む県内中小企業を「えひめ子育て応援企業」(※)として認証・PRする等、働きながら子育てしやすい労働環境が整備されるよう積極的に支援</p> <p>オ 子どもたちを健やかに育てるための活動や制度づくりに積極的に取り組む企業と県教育委員会が協定を締結し、企業と行政が一体となった家庭教育支援を充実</p> <p>カ 県職員に対する育児休業制度等の一層の周知及び取得促進</p> <p>施策の方向 ②ワーク・ライフ・バランスの推進による働き方の見直し</p> <p>(具体的施策) (担当:県民環境部、保健福祉部、経済労働部)</p> <p>ア 短時間正社員制度、フレックスタイム制度、多様な就業型ワークシェアリング、在宅勤務制度などの多様な働き方の普及・促進</p> <p>イ 完全週休2日制の普及や年次有給休暇の取得促進、リフレッシュ休暇・ボランティア休暇等の多様な休暇制度の導入を促進</p> <p>ウ 経営者や管理職等を含めた意識啓発など長時間労働をはじめとする男性中心の働き方の見直し</p> <p>エ ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業等の取組促進(結婚、育児、介護に伴う離職の防止への取組など)</p> <p>オ 個人の人生設計における仕事と生活の調和・充実に向けたメンターやロールモデルとなる人材の育成や相談体制の整備</p> <p>カ 企業の経営者、業界単位の企業ネットワーク、経済団体等の連携や経営者のリーダーシップによる取組の促進</p>	<p><u>求められています。</u></p> <p>施策の方向 ①働き方改革(多様で柔軟な働き方等)によるワーク・ライフ・バランス等の実現</p> <p>(具体的施策) (担当:総務部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部、教育委員会)</p> <p>ア 育児・介護休業制度等の周知、男性も育児・介護休業を取得しやすい環境づくりのための普及・啓発の推進</p> <p>イ 育児・介護休業制度等利用者への不利益取扱禁止やハラスメントの防止の周知</p> <p>ウ 仕事と生活の両立が可能な職場環境整備に向けた専門家による支援</p> <p>エ 仕事と子育てや介護等の家庭生活との両立支援に積極的に取り組む県内中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」(※)として認証・PRする等、働きながら子育てや介護等の両立をしやすい労働環境が整備されるよう積極的に支援</p> <p>オ 子どもたちを健やかに育てるための活動や制度づくりに積極的に取り組む企業と県教育委員会が協定を締結し、企業と行政が一体となった家庭教育支援を充実</p> <p>カ 短時間正社員制度、フレックスタイム制度、多様な就業型ワークシェアリング、在宅勤務制度などの多様な働き方の普及・促進</p> <p>キ 完全週休2日制の普及や年次有給休暇の取得促進、リフレッシュ休暇・ボランティア休暇等の多様な休暇制度の導入を促進</p> <p>ク 経営者や管理職等を含めた意識啓発など長時間労働をはじめとする男性中心の働き方の見直し</p> <p>ケ ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業等の取組促進(結婚、育児、介護に伴う離職の防止への取組など)</p> <p>コ 個人の人生設計における仕事と生活の調和・充実に向けたメンターやロールモデルとなる人材の育成や相談体制の整備</p> <p>サ 企業の経営者、業界単位の企業ネットワーク、経済団体等の連携や経営者のリーダーシップによる取組の促進</p> <p>シ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発</p> <p>ス 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」及び「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」等の周知など多様で柔軟な働き方の普及促進</p> <p>セ 個人の主体的なキャリア形成に向けた支援や取組の促進</p> <p>ソ 働き方改革関連法等労働関係法令の周知・啓発</p> <p>タ 地域ニーズに応じた子育て支援の一層の充実や地域包括ケアシステムの実現等による家族の介護負担の軽減の促進など、男女が共に主体的なライフプランを実現できるための環境整備に向けた取組</p> <p>施策の方向 ②男性の家事・育児・介護等の参画推進</p> <p>(具体的施策) (担当:総務部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部、教育委員会)</p> <p>ア 家事を楽しみ、積極的に取り組む男性「カジダン」の育成やネットワークの構築</p> <p>イ 子育て応援アプリ「きらきらナビ」における、男性向けコンテンツの充実</p>	<p>施策の方向を修正</p> <p>修正 修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>新たに施策の方向を追記</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>施策の方向 ③男女が共に参画する地域づくり</p> <p>(具体的施策) (担当: 関係部局)</p> <p>ア ボランティア活動、NPO活動など地域への参画の促進 イ NPOやボランティア組織の育成、支援 ウ 企業等による社会貢献活動の啓発・広報 エ 防犯活動、高齢者の見守り運動、子育て支援活動などの地域活動への、多様な年齢層の男女の参画の促進 オ 防災・減災対策における平常時からの男女共同参画の推進</p> <p>(※) 「えひめ子育て応援企業」 働きながら子育てしやすい労働環境の整備を進めるため、県が仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む県内中小企業を認証する制度のことであり、企業の社会イメージの向上や優秀な人材の確保につながるといわれています。 なお、平成27年度から、この認証企業で、特に顕著な実績を上げた企業向を「えひめ子育て応援ゴールド企業」として認証する制度を創設しました。</p> <p>重点目標 (2) 安心して子どもを育てられる環境整備</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性が子育ての負担感から子どもを産むことをあきらめたり、仕事を辞めたりしなければならない場合もあり、女性の生き方の選択に大きな影響を与えています。 少子化が進行する中で、将来にわたる持続可能で多様性に富んだ活力のある社会を構築するためにも、社会全体で子育てを支える環境づくりが求められています。 県内民間事業所における育児休業取得率は、女性81.2%、男性3.2% (県労政雇用課「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」(平成25年10月))となっています。 <p>○家庭内における育児・介護・家事の分担 【表】</p> <p>○育児・介護に対する社会による支援 【表】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女が協力して子育てや家事などの家庭的責任を担うことを前提とする必要があ 	<p>ウ 現役世代を対象とした「介護力強化セミナー」を開催し、介護や生活支援の担い手を育成する エ 「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」認証による男性の育児休業取得の促進 オ 県職員に対する育児・介護休業制度等の一層の周知及び取得促進</p> <p>施策の方向 ③男女が共に参画する地域づくり</p> <p>(具体的施策) (担当: <u>企画振興部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部</u>)</p> <p>ア ボランティア活動、NPO活動など地域への参画の促進 イ NPOやボランティア組織の育成、支援 ウ 企業等による社会貢献活動の啓発・広報 エ 防犯活動、高齢者の見守り運動、子育て支援活動などの地域活動への、多様な年齢層の男女の参画の促進 オ 防災・減災対策における平常時からの男女共同参画の推進</p> <p>(※) 「<u>えひめ仕事と家庭の両立応援企業</u>」 働きながら子育てや<u>介護等の両立</u>をしやすい労働環境の整備を進めるため、県が仕事と子育てや<u>介護等の家庭生活</u>との両立支援に積極的に取り組む県内中小企業を認証する制度のことであり、企業の社会イメージの向上や優秀な人材の確保につながるといわれています。<u>(平成31年4月に「えひめ子育て応援企業」からリニューアル)</u> なお、平成27年度から、この認証企業で、特に顕著な実績を上げた企業を「えひめ子育て応援ゴールド企業」として認証する制度を創設し、<u>平成31年4月に「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」にリニューアル</u>しました。</p> <p>重点目標 (2) 安心して子どもを育てられる環境整備</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性が子育ての負担感から子どもを産むことをあきらめたり、仕事を辞めたりしなければならない場合もあり、女性の生き方の選択に大きな影響を与えています。 少子化が進行する中で、将来にわたる持続可能で多様性に富んだ活力のある社会を構築するためにも、社会全体で子育てを支える環境づくりが求められています。 県内民間事業所における育児休業取得率は、<u>女性88.8%、男性4.3%</u> (県労政雇用課「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」(令和元年10月))となっています。 <p>○家庭内<u>に</u>における育児・介護・家事の分担 【表】</p> <p>○育児・介護に対する社会による支援 【表】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女が協力して子育てや家事などの家庭的責任を担うことを前提とする必要があ 	<p>修正</p> <p>修正</p> <p>時点修正</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で子どもを育む環境づくり、幼児教育・保育サービス等の充実や子どもの健全育成のための施策を更に拡充する必要があります。 働きながら子どもを安心して育てられる環境整備を行う必要があります。 出産や子育てに伴う離転職の防止に向けた取組や、離職した人が再就職を希望する際の支援が求められています。 次世代育成支援行動計画を着実に推進する必要があります。 <p>施策の方向 ①育児を支援する環境の整備</p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部)</p> <p>ア 育児責任を担う者の就労希望や育児ニーズ等の調査を行い、保育需要を把握し、サービスの規模の拡充や不足面の改善などの施策を推進</p> <p>イ 多様な保育サービス(一時保育や休日保育など)への対応</p> <p>ウ 病後児保育の推進</p> <p>エ 地域子育て支援センター事業を積極的に導入するとともに、市町保健センター等地域で子育て支援に携わる機関が相互に連携して情報交換等を行うなど、地域の子育て支援のネットワーク構築を推進</p> <p>オ 保育所への看護職の配置推進</p> <p>カ 保育士への子どもの健康管理、救急ケア等に関する研修等の実施</p> <p>キ 障がい児保育体制の整備促進、保育士の研修と定数化</p> <p>ク 保健師、保育士、栄養士等が連携して行う育児不安の軽減に配慮した母子保健事業の推進</p> <p>ケ 予防接種に関する普及啓発や情報提供の強化</p> <p>コ 家庭内での乳幼児の不慮の事故防止の推進</p> <p>サ 育児不安の軽減等親子の健やかな心身の健康づくりを推進することにより児童虐待の予防への取組の強化</p> <p>シ 育児・介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となって助け合う、市町が運営するファミリー・サポート・センター(※)の設置を積極的に支援</p> <p>ス 放課後児童クラブの設置促進や開設時間の延長などクラブの機能強化を支援</p> <p>セ 小児救急医療体制の強化</p> <p>ソ 県立施設における育児支援設備の整備促進</p> <p>タ 共働き支援キャンペーンの実施や共働き応援企業の募集等を通じた気運の醸成</p> <p>チ 三世同居・近居等の促進に取り組む市町の事例の紹介等</p> <p>施策の方向 ②就業継続・再就職の支援</p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、経済労働部、公営企業管理局)</p> <p>ア 育児・介護休業制度等の普及・啓発等による仕事と家庭の両立支援</p> <p>イ ワーク・ライフ・バランスの推進による就業継続の支援</p> <p>ウ 女性のチャレンジ支援に関する各種情報の提供</p> <p>エ 医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対する支援</p> <p>オ 県立病院職員を対象とした院内保育所の運営</p> <p>カ 再就職のための職業訓練の実施</p>	<p>ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で子どもを育む環境づくり、幼児教育・保育サービス等の充実や子どもの健全育成のための施策を更に拡充する必要があります。 働きながら子どもを安心して育てられる環境整備を行う必要があります。 出産や子育てに伴う離転職の防止に向けた取組や、離職した人が再就職を希望する際の支援が求められています。 次世代育成支援行動計画を着実に推進する必要があります。 <p>施策の方向 ①育児を支援する環境の整備</p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、教育委員会)</p> <p>ア 育児責任を担う者の就労希望や育児ニーズ等の調査を行い、保育需要を把握し、サービスの規模の拡充や不足面の改善などの施策を推進</p> <p>イ 多様な保育サービス(一時保育や休日保育など)への対応</p> <p>ウ 病後児保育の推進</p> <p>エ 地域子育て支援センター事業を積極的に導入するとともに、市町保健センター等地域で子育て支援に携わる機関が相互に連携して情報交換等を行うなど、地域の子育て支援のネットワーク構築を推進</p> <p>オ 保育所への看護職の配置推進</p> <p>カ 保育士への子どもの健康管理、救急ケア等に関する研修等の実施</p> <p>キ 障がい児保育体制の整備促進、保育士の研修と定数化</p> <p>ク 保健師、保育士、栄養士等が連携して行う育児不安の軽減に配慮した母子保健事業の推進</p> <p>ケ 予防接種に関する普及啓発や情報提供の強化</p> <p>コ 家庭内での乳幼児の不慮の事故防止の推進</p> <p>サ 育児不安の軽減等親子の健やかな心身の健康づくりを推進することにより児童虐待の予防への取組の強化</p> <p>シ 育児・介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となって助け合う、市町が運営するファミリー・サポート・センターの設置を積極的に支援</p> <p>ス 放課後児童クラブの設置促進や開設時間の延長などクラブの機能強化を支援</p> <p>セ 小児救急医療体制の強化</p> <p>ソ 県立施設における育児支援設備の整備促進</p> <p>タ 共働き支援キャンペーンの実施や共働き応援企業の募集等を通じた気運の醸成</p> <p>チ 三世同居・近居等の促進に取り組む市町の事例の紹介等</p> <p>ツ 家庭教育を支援する講座・学習会の実施</p> <p>施策の方向 ②就業継続・再就職の支援</p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、経済労働部、公営企業管理局)</p> <p>ア 育児・介護休業制度等の普及・啓発等による仕事と家庭の両立支援</p> <p>イ ワーク・ライフ・バランスの推進による就業継続の支援</p> <p>ウ 女性のチャレンジ支援に関する各種情報の提供</p> <p>エ 医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対する支援</p> <p>オ 県立病院職員を対象とした院内保育所の運営</p> <p>カ 再就職のための職業訓練の実施</p>	<p>【教育委員会】を追加</p> <p>追記</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>キ 出産・育児に伴い退職した職員を再雇用する企業を積極的に支援 ク 出産・育児・介護等の理由で離職した看護職員・介護職員等の再就業の促進</p> <p>施策の方向 ③ひとり親家庭等の生活安定の確保</p> <p>(具体的施策) (担当:総務部、保健福祉部、経済労働部、教育委員会) ア 母子父子寡婦福祉資金制度の充実や児童扶養手当制度、医療費公費負担制度の実施 イ 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施のほか、資格取得のための給付金支給、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施 ウ ひとり親家庭等に対する家庭生活支援員の派遣や相談等支援策の推進 エ ひとり親家庭等への各種支援制度の積極的な周知 オ 経済状況による進学機会の差が生じないような教育費の負担軽減の実施 カ 非正規雇用を巡る問題への対応のため、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等 キ 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、関係機関の連携強化と幅広いネットワークによる支援 ク 複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じた、包括的な支援とその自立を促進するための生活困窮者自立支援法に基づく支援 ケ 子ども・若者の自立に向けた力を高める取組</p> <p>(※) ファミリー・サポート・センター 育児・介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となって、育児又は介護を助け合うシステムで、これまでは、働きながら育児・介護を行う人を援助の対象としていましたが、平成13年度からは育児については、主婦等も援助を受けることが可能となっています。</p> <p>重点目標(3) 高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる条件整備</p> <p>(現状) ・ 本県の高齢化率は、平成27年4月現在29.5%で全国的にも高い水準にあり、今後も上昇が予測されています。 ・ 家族の介護は、介護保険制度の導入によりある程度軽減されましたが、育児と同様に主に女性が担い、大きな負担となっています。</p> <p>・ 単身世帯が増加し、貧困など生活上の困難に直面する男女が増加しています。相対的貧困率(※)はほとんどの年齢層で女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯で高いという特徴があります。 ・ 障がい者については、障がいの重度化、重複化及び高齢化などにより、福祉サービスに対するニーズが多様化・高度化しています。</p> <p>○県内高齢者の男女比率 【図】</p>	<p>キ 出産・育児に伴い退職した職員を再雇用する企業を積極的に支援 ク 出産・育児・介護等の理由で離職した看護職員・介護職員等の再就業の促進</p> <p>施策の方向 ③ひとり親家庭等の生活安定の確保</p> <p>(具体的施策) (担当:総務部、保健福祉部、経済労働部) ア 母子父子寡婦福祉資金制度の充実や児童扶養手当制度、医療費公費負担制度の実施 イ 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施のほか、資格取得のための給付金支給、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施 ウ ひとり親家庭等に対する家庭生活支援員の派遣や相談等支援策の推進 エ ひとり親家庭等への各種支援制度の積極的な周知 オ 経済状況による進学機会の差が生じないような教育費の負担軽減の実施 カ 非正規雇用を巡る問題への対応のため、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等 キ 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、関係機関の連携強化と幅広いネットワークによる支援 ク 複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じた、包括的な支援とその自立を促進するための生活困窮者自立支援法に基づく支援 ケ 若者の自立に向けた力を高める取組</p> <p>重点目標(3) 高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備</p> <p>(現状) ・ 本県の高齢化率は、令和2年4月現在32.44%で全国的にも高い水準にあり、今後も上昇が予測されています。 ・ 家族の介護は、介護保険制度の導入によりある程度軽減されましたが、育児と同様に主に女性が担い、大きな負担となっています。<u>一方で、男性は家事に不慣れなことや、地域とつながりが乏しいことも多く、孤立した介護生活となる場合があります。</u> ・ 単身世帯が増加し、貧困など生活上の困難に直面する男女が増加しています。相対的貧困率(※)はほとんどの年齢層で女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯で高いという特徴があります。 ・ 障がい者については、障がいの重度化、重複化及び高齢化などにより、福祉サービスに対するニーズが多様化・高度化しています。</p> <p>○県内高齢者の男女比率 【図】</p>	<p>教育委員会削除</p> <p>修正</p> <p>削除</p> <p>重点目標の修正</p> <p>時点修正</p> <p>第5次計画の記載に沿って修正</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の介護は男女が共に責任を担う必要があります。 ・ 介護を必要とする高齢者や障がい者とその家族が安心して暮らせるような社会的な援助システムの整備が重要です。 ・ 家族介護者の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実や良質な介護基盤の構築が必要です。 ・ 元気な高齢者は、自立し、生きがいをもって生活できるような条件整備が必要です。 ・ 高齢者の経済状況には高齢期に至るまでの働き方やライフスタイルの影響が大きく、高齢者の貧困などの生活上の困難に対応するためには、様々な分野で男女共同参画を推進する必要があります。 ・ 障がい者の自立した生活の支援や自立を容易にする社会基盤の整備が求められています。 <p>施策の方向 ①高齢者や障がい者等の社会参画の促進</p> <p>(具体的施策) (担当:企画振興部、保健福祉部、経済労働部、土木部、教育委員会)</p> <p>ア シルバー人材センターの機能強化 イ シルバー人材センター事業周知のための普及啓発活動を支援 ウ 学校へのチューター(講師、助言者)制度の導入(登録システム等) エ ボランティア活動や住民参加型のサービス展開が容易に行われるような基盤整備(拠点・情報・学習環境等の整備)や助成 オ 社会参加活動を促進するための学習機会の提供 カ 障がいに配慮した教育の充実・推進及び障がい者の適性と能力に応じた雇用の場の確保 キ 高齢者や障がい者の活動の場を広げるための道路、駅等のバリアフリー化の促進 ク 障がい者が社会生活に必要な各種の情報等を気軽に得られるようにするためのコミュニケーション確保対策の充実 ケ 障がい者スポーツの振興 コ 心のバリアを取り除くためのボランティア活動等を通じた障がい者との交流の促進 サ 障がいのある男女それぞれのニーズに対応した地域生活支援体制整備及び自立・社会参加の促進 シ 障がい者の社会的・経済的自立を促進するための職業訓練の実施 ス 高齢者の見守り体制の整備 セ 外国人女性が言語、文化・価値観の違い、地域における孤立などの困難に加えて女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意し、情報提供や相談体制の整備 ソ 性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている場合や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合について人権尊重の観点から人権教育や啓発活動の促進</p> <p>施策の方向 ②高齢者や障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の介護は男女が共に責任を担う必要があります。 ・ 介護を必要とする高齢者や障がい者とその家族が安心して暮らせるような社会的な援助システムの整備が重要です。 ・ 家族介護者の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実や良質な介護基盤の構築が必要です。 ・ 元気な高齢者は、自立し、生きがいをもって生活できるような条件整備が必要です。 ・ 高齢者の経済状況には高齢期に至るまでの働き方やライフスタイルの影響が大きく、高齢者の貧困などの生活上の困難に対応するためには、様々な分野で男女共同参画を推進する必要があります。 ・ 障がい者の自立した生活の支援や自立を容易にする社会基盤の整備が求められています。 <p>施策の方向 ①高齢者や障がい者等の社会参画の促進</p> <p>(具体的施策) (担当:企画振興部、<u>スポーツ・文化部</u>、<u>県民環境部</u>、保健福祉部、経済労働部、土木部、教育委員会)</p> <p>ア シルバー人材センターの機能強化 イ シルバー人材センター事業周知のための普及啓発活動を支援 ウ 学校へのチューター(講師、助言者)制度の導入(登録システム等) エ ボランティア活動や住民参加型のサービス展開が容易に行われるような基盤整備(拠点・情報・学習環境等の整備)や助成 オ 社会参加活動を促進するための学習機会の提供 カ 障がいに配慮した教育の充実・推進及び障がい者の適性と能力に応じた雇用の場の確保 キ 高齢者や障がい者の活動の場を広げるための道路、駅等のバリアフリー化の促進 ク 障がい者が社会生活に必要な各種の情報等を気軽に得られるようにするためのコミュニケーション確保対策の充実 ケ 障がい者の<u>芸術文化活動</u>やスポーツの振興 コ <u>様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の推進</u> サ 障がいのある男女それぞれのニーズに対応した地域生活支援体制整備及び自立・社会参加の促進 シ 障がい者の社会的・経済的自立を促進するための職業訓練の実施 ス 高齢者の見守り体制の整備 セ 外国人女性が言語、文化・価値観の違い、地域における孤立などの困難に加えて女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意し、情報提供や相談体制の整備 ソ 性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている場合や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合について人権尊重の観点から人権教育や啓発活動の促進</p> <p>施策の方向 ②高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり</p>	<p>【スポーツ・文化部、県民環境部】を追加</p> <p>修正 修正</p> <p>施策の方向を修正</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>(具体的施策) (担当: 保健福祉部、土木部)</p> <p>ア 家族介護支援の推進 イ 介護知識の普及啓発を促進するための各種介護講座の開講 ウ 地域で支え合う福祉サービスシステムの構築 エ 適切なリハビリテーションの場の提供促進 オ 小地域単位の既存施設活用等による高齢者の集える場所づくり(ミニデイサービス、作業所、創作館等)の促進 カ 介護保険関連施設の整備促進(地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援する地域包括支援センター(※)の充実等) キ 地域における住宅政策に対応した高齢者向け有料賃貸住宅の整備促進 ク 障害福祉サービスや地域生活支援事業など障がい者が地域の中で共に生活が送れるようにするための各種施策の充実 ケ 障害児通所支援など障がいのある子どものための総合的療育体制の構築 コ 地域の障がい者に対する相談支援体制の充実強化</p> <p>(※) 相対的貧困率 平均的な生活水準を基に一定の割合の所得以下の状態にある人がどの程度いるかを示す指標であり、「等価可処分所得(収入から税・社会保険料を差し引き、社会保障給付を加えた額を、世帯の人数の平方根で割って調整した値。世帯構成員の所得水準を示す。)の中央値の50%未満の所得の人口が全人口に占める割合」です。</p> <p>(※) 地域包括支援センター 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、①介護予防マネジメント事業、②介護保険外のサービスも含む、高齢者や家族に対する総合相談・支援事業、③高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、④支援困難事例への指導助言等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関です。</p>	<p>(具体的施策) (担当: <u>企画振興部、スポーツ・文化部、県民環境部</u>、保健福祉部、<u>経済労働部、土木部、教育委員会</u>)</p> <p>ア 家族介護支援の推進 イ 介護知識の普及啓発を促進するための各種介護講座の開講 ウ 地域で支え合う福祉サービスシステムの構築 エ 適切なリハビリテーションの場の提供促進 オ 小地域単位の既存施設活用等による高齢者の集える場所づくり(ミニデイサービス、作業所、創作館等)の促進 カ 介護保険関連施設の整備促進(地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援する地域包括支援センター(※)の充実等) キ 地域における住宅政策に対応した高齢者向け有料賃貸住宅の整備促進 ク 障害福祉サービスや地域生活支援事業など障がい者が地域の中で共に生活が送れるようにするための各種施策の充実 ケ 障害児通所支援など障がいのある子どものための総合的療育体制の構築 コ 地域の障がい者に対する相談支援体制の充実強化</p> <p>(※) 相対的貧困率 平均的な生活水準を基に一定の割合の所得以下の状態にある人がどの程度いるかを示す指標であり、「等価可処分所得(収入から税・社会保険料を差し引き、社会保障給付を加えた額を、世帯の人数の平方根で割って調整した値。世帯構成員の所得水準を示す。)の中央値の50%未満の所得の人口が全人口に占める割合」です。</p> <p>(※) 地域包括支援センター 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、①介護予防マネジメント事業、②介護保険外のサービスも含む、高齢者や家族に対する総合相談・支援事業、③高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、④支援困難事例への指導助言等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関です。</p>	<p>【<u>企画振興部、スポーツ・文化部、県民環境部、経済労働部、教育委員会</u>】を追加</p>